

## 旧優生保護法により強制不妊手術を受けた当事者に対する補償等及び 障害者福祉サービスの向上を求める意見書

旧優生保護法による被害者救済に関する国の新たな立法を歓迎するとともに、被害者の救済を引き上げるための同法改正など障害者福祉サービスの向上を要望します。

旧優生保護法による被害者の人権の回復及び、一時金の申請について、専門性を持つ相談支援者などとの連携に配慮するとともに、訪問面談も含めて被害者の救済に最大限の取り組みで実施していただくことを期待しています。

障害のある当事者や家族・親族を中絶や不妊手術に追いやった背景の一つに就労と所得の補償をはじめとして、当事者の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）を保障する施策の遅れを指摘しなければなりません。広く学校での教育はもとより、当事者が主体的に取り組み参画する施策の拡充を図っていただくとともに今後再び優生思想に基づく立法や制度をつくらないでください。

また高齢期に生きる在宅障害者が約72%超と増加の一途をたどっており、高齢障害者のための施設の整備が早急に必要であります。ちなみに兵庫県内においては、聴覚障害者についていえば、手話言語や生活文化に配慮のある高齢者施設は淡路島の洲本市に一カ所しかなく全国でもわずか10施設です。

そして障害者サービスと介護サービスも一体として受けられる施設などの整備拡充と併せて、それらの施設サービスが利用できる筋道を開いて頂きたい。

また在宅の聴覚障害者・精神障害者・知的障害者などが要介護認定調査を受けた場合に、現行の調査項目では介護の手間や障害特性が介護度に反映されない実態にあります。それは、介護保険制度設計の段階から、それら障害者は障害者福祉のサービスで対応できているとの前提に立って、介護保険の制度設計がされ、認定項目が定められて、著しく合理的配慮を欠き、結果として必要な介護サービスを受けられない実態もあります。

よって、早期に下記の事項について措置を講じることを強く要望します。

### 記

- 1 高齢障害者が生活ニーズに対応し、安心と安全の居場所として、介護機能と障害者福祉体制をもつケアホームや介護施設の整備を緊急の課題として進めること。

- 2 聴覚など障害のある高齢者の要介護認定調査にあたっては、障害者支援程度区分認定調査も取り入れてその結果を踏まえた要介護認定とされるよう、合理的配慮を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月27日

兵庫県南あわじ市議会議長 原口 育大

## 意見書提出先

衆議院議長	大島理森様 〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-7-1
参議院議長	伊達忠一様 〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-7-1
内閣総理大臣	安倍晋三様 〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1
内閣官房長官	菅義偉様 〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1
厚生労働大臣	根本匠様 〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2